

主税局都民の声窓口に寄せられた都民の声(平成28年12月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	42	10	-	1,936	-	2	1,990

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(平成28年12月分)

▶(都民の声)都税の様式記載内容について(複数)

法人事業税・地方法人特別税・都民税の申告書や納税証明申請書の記載欄にある「管理番号」とはなにを指すのか。

(回答)マイナンバー制度の施行により、国税庁より法人に対して指定される13桁の番号を「法人番号」と呼ぶことになったため、東京都が従来使用していた7桁の「法人番号」を「管理番号」と名称を変更いたしました。あわせて、様式も改正を行い、「法人番号」欄の名称を「管理番号」へ変更しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、名称及び様式の変更に伴う番号の変更はありません。

▶(都民の声)自動車税の課税について

年度途中で自動車を譲渡した場合、既に納めた自動車税の還付はないのか。

(回答)自動車税は、4月1日現在、自動車の所有者(割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は使用者)として自動車検査証(車検証)に記載されている方に1年分を納めていただく制度です。年度の途中で移転登録(名義変更)された場合でも、前の所有者の方がその年度分の自動車税を納める義務があるため、還付の対象となりません。ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

▶(都民の声)土地班職員の対応について

申告書の作成方法が分からなかったのですが、職員の方がとても丁寧に教えてくださり、ずっと懸案であったものが解決いたしました。本当にありがとうございました。